

日本貨物鉄道株式会社国民保護業務計画

平成18年3月

日本貨物鉄道株式会社

目 次

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 基本方針	1
1. 国民に対する情報の提供	1
2. 関係機関との連携の確保	1
3. 国際人道法の的確な実施	1
4. 武力攻撃事態等対策本部長の総合調整等への対応	2
第2章 平素からの備え	2
第1節 社内体制の整備	2
1. 体制の整備	2
2. 情報連絡体制の整備	2
(1) 情報収集及び連絡体制の整備	
(2) 通信体制の整備	
3. 緊急参集体制及び活動体制の整備	3
4. 特殊標章の適切な管理	3
第2節 関係機関との連携	3
第3節 利用者等への情報提供の備え	3
第4節 警報の伝達体制の整備	3
第5節 管理する施設等に関する備え	3
第6節 運送に係る備え	3
第7節 備蓄	4
第8節 訓練の実施	4
第3章 武力攻撃事態等への対処	4
第1節 政府対策本部への対応	4
第2節 活動体制の確立	4
1. 国民保護対策本部の設置	4
2. 支社国民保護対策本部の設置	5
3. 緊急参集の実施	5

4. 情報連絡体制の確保	5
(1) 情報収集及び報告	
(2) 通信体制の確保	
第3節 安全の確保	5
第4節 関係機関との連携	6
第5節 利用者等への情報提供	6
第6節 警報の伝達	6
第7節 施設の適切な管理及び安全確保	6
第8節 運送の確保	6
1. 避難指示の伝達	6
2. 緊急物資の運送	6
3. 運送の維持	7
第9節 安否情報の提供	7
第10節 応急の復旧	7
第4章 緊急対処事態への対処	7
第1節 政府緊急対処事態対策本部への対応	7
第2節 体制の整備	8
1. 緊急対処事態対策本部の設置	8
2. 支社における対応	8
第3節 緊急対処保護措置の実施	8
第5章 計画の適切な見直し	8

第 1 章 総則

第 1 節 目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 36 条第 1 項及び第 182 条第 2 項の規定に基づき、日本貨物鉄道株式会社（以下「当社」という。）の業務に係る武力攻撃事態等（武力攻撃事態（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号。以下「事態対処法」という。）第 2 条第 2 号の武力攻撃事態をいう。）及び武力攻撃予測事態（事態対処法第 2 条第 3 号の武力攻撃予測事態をいう。）をいう。以下同じ。）における国民の保護のための措置（国民保護法第 2 条第 3 項の国民の保護のための措置をいい、以下「国民保護措置」という。）及び緊急処理事態（事態対処法第 25 条第 1 項の緊急処理事態をいう。以下同じ。）における緊急対処保護措置（国民保護法第 172 条の緊急対処保護措置をいう。以下同じ。）の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

第 2 節 基本方針

武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）及びこの計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の関係機関と連携協力し、当社の業務に係る国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。

国民保護措置の実施に当たっての具体的な実施方法等については、国及び地方公共団体から提供される情報を踏まえたうえで、武力攻撃事態等の状況等に即して行う自主的な判断を優先して決定するとともに、従事する当社社員及び当社の国民保護措置に従事する者に危険が及ぶことのないように、安全の確保に十分に配慮するものとする。なお、国民保護措置の実施の際には次の点にも留意するものとする。

1. 国民に対する情報提供

新聞、放送、インターネット等の広報手段を活用して、国民に迅速に国民保護措置に関する情報を提供するよう努めるものとする。

2. 関係機関との連携の確保

国民保護措置に関し、平素から関係機関との連携体制の整備に努めるものとする。

3. 国際人道法の的確な実施

特殊標章の使用等に当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保するものとする。

4. 武力攻撃事態等対策本部長の総合調整等への対応

武力攻撃事態等対策本部長（事態対処法第10条第1項の武力攻撃事態等対策本部（以下「政府対策本部」という。）の長をいう。）による総合調整（事態対処法第14条第1項の総合調整をいう。）が行われた場合には、その結果に基づき、所要の措置を迅速かつ的確に実施するよう努めるものとする。

内閣総理大臣により緊急物資の運送（以下「緊急物資輸送」という。）に関し国民保護法第79条第2項において準用する第73条第1項に基づく指示が行われた場合には、実施しない正当な理由がある場合を除き、国民保護法に基づく所要の措置を的確かつ迅速に実施するものとする。なお、これらの措置の実施に際しては、内閣総理大臣から安全の確保のための必要な情報の提供を受けるものとし、その結果として、当社の安全の確保がなされていることが確認されている場合においてのみ実施するものとする。

第2章 平素からの備え

第1節 社内体制の整備

1. 体制の整備

当社の業務に係る国民保護措置及び緊急対処保護措置に関する事務についての社内の連絡及び調整については総務部を中心に実施するものとする。なお、詳細な遂行体制については防災業務計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条第1項の規定に基づいて当社が定めた防災業務計画をいう。以下同じ。）に基づく体制に準じたものとし、以下に定めるもの以外の必要な内容については、別途定めるものとする。

2. 情報連絡体制の整備

（1）情報収集及び連絡体制の整備

管理する施設等の被災の状況、国民保護措置の実施状況、運行状況等の情報を迅速に収集・集約できるよう、連絡網、連絡方法、連絡手順等の必要な事項に関する体制を整備するものとする。

なお、夜間、休日等においても的確に連絡できる体制の整備に努めるとともに、武力攻撃災害により連絡担当者が被害を受けた場合においても社内の連絡を確実に行えるよう、体制の整備に努めるものとする。

（2）通信体制の整備

武力攻撃事態等において、迅速かつ確実な連絡が行えるよう、関係機関との連携に配慮しつつ、通信手段が被害を受けた場合や停電の場合等においても通信が行えるよう体制の整備に努めるものとする。

また、平素から国民保護措置に必要な通信設備の点検を定期的実施するものとする。

3. 緊急参集体制及び活動体制の整備

武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための当社における必要な体制を迅速に確立するため、関係社員の緊急参集等について必要な事項を関係社員に周知するものとする。

緊急参集を行う関係社員については、武力攻撃事態等により交通機関が途絶することを考慮し、複数の参集経路、移動方法等を事前に確認しておくものとする。

武力攻撃事態等が長期に及んだ場合における社員運用のあり方についても整備に努めるものとする。

4. 特殊標章の適切な管理

国土交通大臣が平時より特殊標章等の使用の許可を行う場合であって、あらかじめ国土交通大臣より特殊標章等の使用の許可を受けておく必要がある場合には、国土交通大臣に対して使用の許可を申請し、適切に管理するものとする。

第2節 関係機関との連携

平素から関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等の関係機関との間で、国民保護措置の実施における連携体制の整備に努めるものとする。

第3節 利用者等への情報提供の備え

武力攻撃事態等においては、運行状況等の情報を、構内放送、当社ホームページ等を活用して、利用者等に対し適時かつ適切に提供できるよう、必要な体制を整備するものとする。

第4節 警報の伝達体制の整備

国土交通大臣から警報（国民保護法第44条第1項の警報をいう。以下同じ。）の通知を受けた場合の社内等における伝達先、連絡方法、連絡手順など必要な事項について整備するものとする。

第5節 管理する施設等に関する備え

武力攻撃事態等において、当社の管理する施設等の応急の復旧を行うため、危機管理マニュアルといった既存の体制等を有効に活用したうえで、体制及び資機材の整備に努めるものとする。

第6節 運送に係る備え

国及び地方公共団体が、緊急物資の運送を実施するための体制の整備を行うに当たっては、連絡先、輸送力等に関する情報の提供など必要な協力を行うよう努めるものとする。

武力攻撃事態等発生時に物資の緊急輸送が円滑に実施されるよう、国や地方公共団体

と連携しつつ、これらの緊急輸送に関わる実施体制の整備、異なる輸送モードを含めた他の指定公共機関等との協力体制の構築に努めるものとする。

第7節 備蓄

食料、飲料水、医薬品等国民保護措置のための備蓄については、防災のための備蓄と兼ねることができるよう、備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるものとする。

武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置の実施に必要な物資及び資材を調達することができるよう、地方公共団体や他の事業者等との間で、協力が図られるよう努めるものとする。

第8節 訓練の実施

平素より、的確な国民保護措置の実施が可能となるよう、必要に応じて、社内における訓練の実施に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する国民保護措置についての訓練へ参加するよう努めるものとする。また、訓練の実施に当たっては、実際の通信機器を使用するなど実践的な訓練となるよう努めるものとする。

国民保護措置と防災のための措置について共通の措置がある場合には、必要に応じ、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させるよう配慮するものとする。

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 政府対策本部への対応

武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（事態対処法第9条第1項の武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針をいう。）が定められ、政府対策本部が設置された場合には、当社も政府対策本部を中心とした国民保護措置の推進を図るものとする。

国土交通大臣から政府対策本部又は国土交通省武力攻撃事態等対策本部の設置について連絡を受けたときは、警報の通知の際の取扱いに準じて、社内等に迅速にその旨を周知するものとする。

第2節 活動体制の確立

1. 国民保護対策本部の設置

政府対策本部が設置された場合には、必要に応じて日本貨物鉄道株式会社国民保護対策本部（以下「本社対策本部」という。）を設置する。本社対策本部を設置した時は、国土交通省を通じて政府対策本部に連絡を行うものとする。

本社対策本部は、社内における国民保護措置などに関する調整、情報の収集、集約、連絡及び社内での共有、広報その他必要な総括業務を実施するものとし、本計画に定

めるもの以外の本社対策本部の組織及び運営に関する事項については、原則として防災業務計画に準じたものとし、必要な内容については別途定めるものとする。

2. 支社国民保護対策本部の設置

各支社は、本社対策本部が関係都道府県における国民保護対策本部の設置状況等を勘案して行う指示に基づき、支社における対策本部（以下「支社対策本部」という。）を設置するものとする。ただし、極めて緊急性の高い場合においては、各支社独自の判断によって支社対策本部を設置することも認めるものとするが、その際には、速やかに本社対策本部（本社対策本部が設置されていない場合においては、総務部とする。）にその旨を連絡するものとする。なお、支社対策本部の組織及び運営については、原則として本社対策本部に準じたものとし、必要な内容については別途定めるものとする。

3. 緊急参集の実施

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、必要に応じて関係社員の緊急参集を行うものとする。

4. 情報連絡体制の確保

（1）情報収集及び報告

当社が管理する施設等の被災の状況、国民保護措置の実施状況、運行状況など武力攻撃事態等に関する情報を迅速に収集するものとし、本社対策本部は、これらの情報を集約し、必要に応じて国土交通省に報告するものとする。

本社対策本部は、政府対策本部より武力攻撃事態等の状況や国民保護措置を実施するに当たり必要となる安全に関する情報などについて収集を行うとともに、社内での共有を図るものとする。

（2）通信体制の確保

武力攻撃事態等が発生した場合には、直ちに、必要な通信手段の機能確認を行うとともに、連絡のために必要な通信手段を確保するものとする。

国民保護措置を実施するに当たり、必要な通信手段を確保するため、支障が生じた情報通信施設の応急復旧に必要な措置を講ずるとともに、直ちに総務省に支障の状況を連絡するものとする。

武力攻撃災害により国民保護措置の実施に必要な通信手段が被害を受けた場合や停電の場合等においては、安全の確保に十分配慮したうえで、速やかに応急の復旧を行うものとする。

第3節 安全の確保

国民保護措置を実施するに当たっては、その内容に応じ、国又は地方公共団体から、武力攻撃の状況、その他必要な安全に関する情報の提供を受けるほか、緊急時の連絡の体制及び応援の体制の確立等の支援を受けるものとする。これらを活用し、当社社員の

ほか、当社の実施する国民保護措置に従事する者の身体に危険が及ぶことのないよう安全の確保に十分に配慮するものとする。

国民保護措置を実施するに当たって、国民保護法第158条第1項に基づく特殊標章及び身分証明書を使用する場合には、国土交通大臣の許可に基づき適切に使用するものとする。

第4節 関係機関との連携

政府対策本部、関係省庁、地方公共団体、他の指定公共機関など関係機関と緊密に連携し、的確な国民保護措置の実施に努めるものとする。

第5節 利用者等への情報提供

運行状況等の情報を、当社ホームページ等を活用して、利用者等に対し適時かつ適切に提供するよう努めるものとする。

第6節 警報の伝達

国土交通大臣より警報の通知を受けた場合には、社内における迅速かつ確実な伝達を行うとともに、施設利用者への伝達にも努めるものとする。

第7節 施設の適切な管理及び安全確保

国土交通省からの指導等に基づき、当社が管理する施設について、当社社員等の安全の確保に十分配慮のうえ、巡回の強化など施設の安全確保措置を講ずるよう努めるものとする。

当社が管理する施設等について、施設利用者の誘導が必要となった場合には、的確かつ迅速な判断により、これらの者の適切な誘導に努めるものとする。

第8節 運送の確保

1. 避難指示の伝達

国土交通大臣から避難措置の指示の通知を受けた場合又は関係都道府県から避難の指示についての通知を受けた場合には、社内において迅速かつ確実な伝達を行うものとする。

2. 緊急物資の運送

地方公共団体の長又は指定行政機関の長、指定地方行政機関の長より緊急物資の運送の求めがあった場合には、運送に係る施設等の故障等により当該運送を行うことができない場合、運送に従事する者の身体に危険が及ぶ恐れがある場合など正当な理由がない限り、緊急物資輸送を的確かつ迅速に行うものとする。

緊急物資輸送の実施に当たっては、当該運送の求め等を行った者より提供される安

全に関する情報等に基づき、当該運送に従事する者に危険が及ぶことのないよう安全の確保に十分配慮するものとする。

3. 運送の維持

運送に必要な施設の状況確認、武力攻撃事態等において貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずるものとする。

運送に障害が生じた場合には、必要に応じ、国土交通省など関係機関に当該障害について連絡を行うとともに、国土交通省などの関係機関の協力を得つつ、他の運送事業者である指定公共機関等と連携し、代替運送の確保に努めるものとする。

第9節 安否情報の提供

地方公共団体が行う安否情報の収集が円滑に実施できるよう、業務の範囲内で照会に応じて安否情報の提供を行うなど、地方公共団体の行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。

地方公共団体の行う安否情報の収集に協力する場合には、原則として、武力攻撃災害により死亡又は負傷した者の現に所在する地方公共団体の長に安否情報を提供するものとし、当該者が住所を有する地方公共団体が判明している場合には併せて当該地方公共団体の長に対し安否情報の提供を行うよう努めるものとする。

第10節 応急の復旧

武力攻撃災害が発生した場合、当社の管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものについて、安全の確保に十分配慮したうえで、速やかに施設及び設備の緊急点検を実施し、これらの被害の状況等を把握するとともに、迅速に応急復旧の措置を講ずるよう努めるものとする。

応急の復旧に当たっては、被害の拡大防止を優先的に行うよう努めるとともに、緊急物資輸送のための輸送路の効率的な確保について考慮するものとする。

応急の復旧のために必要な措置を講ずるに当たって当社の要員、資機材等によっては的確かつ迅速な措置を講ずることができない場合には、必要に応じ、国に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他応急の復旧のため必要な措置に関し支援を求めるものとする。

本社対策本部は、必要に応じ、被災情報及び応急の復旧の実施状況を国土交通省に報告するものとする。

第4章 緊急対処事態への対応

第1節 政府緊急対処事態対策本部への対応

政府に緊急対処事態対策本部（以下「政府緊急事態対策本部」という。）が設置された場合には、当社も政府緊急事態対策本部を中心とした緊急対処保護措置の推進を図

るものとする。

第2節 体制の整備

1. 緊急対処事態対策本部の設置

政府緊急事態対策本部が設置された場合には、必要に応じて、日本貨物鉄道株式会社緊急対処事態対策本部（以下「本社緊急事態対策本部」という。）を設置するとともに、国土交通省を通じて政府緊急事態対策本部にその旨を連絡するものとする。

本社緊急事態対策本部は、社内における緊急対処保護措置などに関する調整、情報の収集、集約、連絡及び社内での共有、広報その他必要な業務の総括を実施するものとする。本計画に定めるもの以外の本社緊急事態対策本部の組織及び運営に関する事項については、原則として防災業務計画に準じたものとし、必要な内容については別途定めるものとする。

2. 支社における対応

各支社は、武力攻撃事態等の発生の場合に準じた対応を実施するものとする。

第3節 緊急対処保護措置の実施

緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、この計画の第1章から第3章までの定めに従って行うこととする。

第5章 計画の適切な見直し

適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認めるときは自主的にこれを変更するものとし、変更を行った際は、軽微な変更である場合を除き、国土交通大臣を経由して内閣総理大臣に報告するなど、本計画策定時の手続に従って取扱うものとする。

附則

本業務計画は、平成18年4月1日から施行する。